

事務局による修正案

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て関連施設の環境改善の際に財源となる「こども・子育て支援事業債(充当率:90% 交付税措置率:30~50%)」の将来的な活用を図るため、計画案に以下の内容を追記するもの

P48 新規追加

基本施策③ 幼児期の教育・保育環境の整備

個別施策3 幼児期の教育・保育環境の整備

0306 教育・保育施設の環境改善・機能強化 保育・幼稚園課

- こども・子育て支援事業債などを活用し、教育・保育施設の室内（空調設備、照明設備、安全対策、調理機能など）・室外（園庭整備、猛暑対策など）の環境改善・機能強化等に取り組みます。

P72 一部修正

基本施策⑦ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

個別施策18 地域子ども・子育て支援事業の充実

1802 放課後子ども総合プラン こども政策課

- 放課後の子どもたちの、安全・安心で、快適な生活環境を整えるため、児童館・児童センター・子どもプラザの居室及び遊戯室のエアコンの整備・改修を進めるとともに、遊具やトイレ、照明器具等の整備・改修や、サービスの拡充のための設備・機器の導入など、必要な施設環境の整備・改善に取り組みます。

P89 新規追加

基本施策⑨ 子どもと親が安心して過ごせる居場所づくりの推進

個別施策22 安心安全な居場所、第三の居場所の充実

2205 子育て・子育て環境の整備 こども政策課

- 公共施設等にこどもの居場所や相談機能等を設置するなど、子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備を進めるとともに、子育て関連施設における空調や照明設備等の環境改善を促進するため、別に定める実行計画に基づき、子どもたちの安心安全で良好な成育環境の整備を推進します。

令和6年10月10日の、国の手引きの改訂に伴い、乳児等通園支援事業の単位を、【単位:時間/年】から【単位:人(定員)/日】に修正し、併せて、確保の内容を量の見込みと同数に変更するもの

P140 一部修正

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【量の見込みの考え方】

0歳6か月から3歳未満児の、保育所等に通っていない児童数を基に、月10時間までの利用を前提に年間の延べ利用時間数を算出しています。

【確保方策の考え方】

令和7年度は本格実施前の試行的事業のため、確保の内容は限定的となっています。本格実施は令和8年度からを予定しています。

児童を安全に預かることを重視し、保育所や認定こども園での実施を基本とし、空き部屋などを活用し、量の見込みの確保を図ります。

事業実施に当たっては保育士の確保が課題であり、保育士確保の取り組みの充実が不可欠と考えます。

【単位:人(定員)/日】

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 市全域      |       |       |       |        |        |
| 量の見込み(a) | 108   | 101   | 95    | 88     | 82     |
| 確保の内容(b) | 108   | 101   | 95    | 88     | 82     |
| 過不足(b-a) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |